

～大切なお知らせ～

朝日町に住民登録のある高校生年代(18歳到達後最初の年度末)までの児童が属する世帯に通知しております。(現受給者で大学生年代のきょうだいのいる世帯にも通知しています)
※朝日町に住民登録のない高校生年代の児童が属する世帯の人には案内が届きません。
※案内漏れを防ぐため対象とならない方にも送付されますことをご容赦ください。

令和6年10月分(12月支給)より児童手当の制度が一部変更になります。

※支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。
必ず裏面の申請手続きについてご確認ください。

1. 制度改正内容

① 支給対象年齢拡大

18歳まで(平成18年4月2日以降生まれ)の児童(以下、高校生年代以下児童と表記)がいる世帯が支給対象となります。

② 所得制限撤廃

上記①に該当する全世帯が児童手当の支給対象となります。

③ 多子加算の拡充

第3子以降の児童は、児童一人当たり支給額が**一律3万円**になります。

④ 算定児童の年齢拡充

多子加算のための算定児童が18歳～22歳(平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ)の児童(以下、大学生年代児童と表記)となります。

⑤ 支給月が2か月に1回

児童手当の支給月が**2月、4月、6月、8月、10月、12月**となります。

2. 支給額

児童の年齢	支給金額 (一人当たり月額)	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生年代	10,000円	

3. 申請期限

令和6年9月末まで 窓口または郵送

なお、申請期限を過ぎても令和7年3月31日まで(必着)に申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和6年10月分から遡って支給します。令和7年4月1日以降の申請となる場合は申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

お問い合わせ先 朝日町役場 子育て健康課

☎059-377-5652(受付時間:平日8:30～17:15)